役 員 報 酬 規 程

社会福祉法人 正真会

役 員 報 酬 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正真会(以下「法人」という。)定款第8条の規定に基づき、法人の役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定 義)

- 第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
 - 2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

- 第3条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員の場合は、これを支給しない。
 - 2 法人の役員等が理事会に出席した時、及び評議員が評議員会に出席した時には、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が、実費用弁償費を超える場合には、その実費とする。
 - 4 役員等が報酬の受け取りを辞退する意思を示した場合は、これを支給しない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

- 第4条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業 務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のため の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 評議員が評議員会(出席) 以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 4 交通費の実費が、実費用弁償費を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

- 第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
 - 2 監事が理事会及び評議員会(出席) 以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会 及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2 により報酬及び実費弁償 費を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が、実費用弁償費を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員及び外部委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員及び外部委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により

- 1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日 に開催された苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及 び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費用弁償費を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給 することができる。
 - 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は、原則として出張終了後支払う。但し、必要により事前に概算額を支払い、出張 終了後精算することができる。

(改 正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

役員報酬

別表1 (日額)(第3条、第6条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円	5,000円
苦情対応第三者委員	5,000円	5,000円
選任解任委員会外部委員	5,000円	5,000円

別表2 (日額)(第4条、第5条、第6条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	15,000円	職員通勤手当相当
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	職員通勤手当相当
監事監査指導報酬等	18,000円	職員通勤手当相当

別表3 (日額)(第8条関係)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費